

永平寺町介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業者の指定等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、永平寺町介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

（指定事業者の指定）

第3条 町長は、前条の申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき、指定の適否を審査し、指定することを決定したときは、当該申請をした者に事業者指定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 法施行規則第140条の63の7の規定による指定第一号事業者の指定の有効期間は6年とする。

（指定の拒否）

第4条 前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、永平寺町介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

（指定の更新）

第5条 法第115条の45の6第1項の規定により、指定の更新を受けるときは、永平寺町介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定更新申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、指定更新の適否を審査し、事業所の指定の更新を行うときは 永平寺町介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定更新通知書（様式第6号）により、指定の更新を行わないときは 永平寺町介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定更新申請却下通知書（様式第7号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（変更の届出等）

第6条 指定の申請事項の変更に係るものにあっては変更届出書（様式第3号）により、業者の廃止、休止又は再開に係るものにあっては廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 事業を廃止又は休止するときはその1月前までに、また事業を再開するときはその10日前までに

その旨を町長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第7条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、永平寺町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消し・停止通知書（様式第8号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 町長は、第2条から前条までの規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し若しくは効力の停止（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を福井県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他町長が適当と認める事項

(委任)

第9条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 町長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。